

東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例（案）

東京都立看護専門学校条例（昭和五十二年東京都条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び入学試験料（以下「授業料等」という。）は、次のとおりとする」を「、入学試験料及び寄宿舎使用料は、徴収しない」に改め、同項の表を削り、同条第二項を削る。

第六条から第八条までを削り、第九条を第六条とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都立看護専門学校条例の規定は、令和六年度以降の年度分の授業料及び寄宿舎使用料並びに同年度以降の入学に係る入学料及び入学試験料について適用し、令和五年度分までの授業料及び寄宿舎使用料並びに同年度までの入学に係る入学料及び入学試験料については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都立看護専門学校の授業料、入学料、入学試験料及び寄宿舎使用料を廃止することにより、学ぶ権利の保障を図る必要がある。